

規制の事前評価書
(要旨)

令和 6 年 1 月
国家公安委員会・警察庁

(別記様式第5号)

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：大型貨物自動車等（車両を牽引するものを除く。）が高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の政令で定める最高速度の改正

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁交通局交通規制課

評価実施時期：令和6年1月

1 規制の目的、内容及び必要性

車両の最高速度については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度（以下「規制速度」という。）を、その他の道路においては政令で定める最高速度（以下「法定速度」という。）をこえる速度で進行してはならないこととされている。

本規定を受けて、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第27条第1項において、高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に定めるものを除く。）又はこれに接する加速車線若しくは減速車線（以下単に「高速自動車国道」という。）における車種別の法定速度が規定されており、大型貨物自動車及び車両総重量が8トン以上等の中型貨物自動車（車両を牽引するものを除く。以下「大型貨物自動車等」という。）については、80キロメートル毎時と規定されている。

他方、令和6年4月1日から、トラックドライバーの働き方改革に関して、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第367号）等が施行され、トラックドライバー一人当たりの労働時間が短くなることから、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねなくなるという「物流2024年問題」への対策のため、政府において「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられ、その施策の一つとして、「高速道路のトラック速度規制の引上げ」が盛り込まれたところである。

運送事業者団体によれば、仮に高速自動車国道における大型貨物自動車等の法定速度の引上げという規制緩和を行わず、大型貨物自動車等は引き続き80キロメートル毎時で高速自動車国道を走行しなければならないとすると、定められたドライバーの一日の拘束時間等を満たそうとしたとき、目的の時間に目的地に到着できないケースが発生する可能性があるとのことであり、物流の停滞が懸念される。

[規制緩和の内容]

令の一部を改正し、高速自動車国道における大型貨物自動車等の法定速度を、現行の80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げることとする。

2 直接的な費用の把握

本改正に伴う遵守費用及び行政費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

本改正により、運送事業者団体によれば、定められたドライバーの一日の拘束時間を満たした上で、目的の時間に目的地に到着できるケースがあるとのことであり、上記規制緩和は、トラックドライバーの労働時間の短縮及び物流の効率化に資するものと考えられる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

本改正によって費用は発生しない（2参照）。

また、効果については、本改正は、トラックドライバーの労働時間の短縮及び物流の効率化に資するものと考えられる（3参照）。

したがって、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

代替案としては、高速自動車国道における大型貨物自動車等の法定速度を、現行の 80 キロメートル毎時から 100 キロメートル毎時という、より高い速度に引き上げることが考えられる。

【費用】

- ・ 遵守費用
代替案に伴う遵守費用は発生しない。
- ・ 行政費用
代替案に伴う行政費用は発生しない。

【効果】

代替案に関しても、トラックドライバーの労働時間の短縮及び物流の効率化に資する部分があると考えられる。

しかし、製造事業者に対するヒアリングの結果、現在の大型貨物自動車等は、速度抑制装置の上限設定速度である 90 キロメートル毎時を前提に設計及び走行試験を行っており、90 キロメートル毎時よりも高い速度での走行を前提とした設計及び走行試験を行っていないとのことである。

この事実に鑑みれば、高速自動車国道における大型貨物自動車等の法定速度を 100 キロメートル毎時に引き上げるとは、道路交通の安全に負の影響をもたらす可能性がある。

【規制案と代替案の比較】

規制案と代替案を比較すると、その費用及び効果については同等であるものの、代替案には道路交通の安全に負の影響をもたらす可能性があるという問題点がある。道路交通の安全は人命に関わる問題であり、この点をもって、規制案がより妥当であると結論する。

7 その他の関連事項

警察庁において「高速道路における車種別の最高速度の在り方に関する有識者検討会」を開催し、大型貨物自動車等を中心として高速道路における最高速度の在り方を検討した。

8 事後評価の実施時期等

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 高速自動車国道における大型貨物自動車等の交通事故件数